

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための 政省令の整備に関する意見募集の実施結果（報告）

1 意見募集の趣旨

先の通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、自主的に排出抑制の取組を進めるための基盤を整備するため、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し、公表する制度（温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度）が導入されたところである。

昨年 11 月 4 日に開催された第 32 回中央環境審議会地球環境部会において、制度の実施に必要な事項について説明を行ったが、今般、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正等の政省令の制定に当たって、制度の細目について広く一般から意見の募集を行った。

2 意見募集の実施概要

- ・ 募集期間：
特定排出者・排出量算定関係 平成 17 年 11 月 22 日（火）～12 月 12 日（月）
排出量報告等・情報処理関係 平成 17 年 12 月 2 日（金）～12 月 22 日（木）
- ・ 意見提出人数：350 人
- ・ 提出意見総数：合計 504 件（別紙参照）

3 主な意見と環境省の考え方

1. 電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数は、（①一本化する、②系統電力については統一する、③事業者別に定める、④現行区分どおり 2 区分とする）べきである。

（環境省の考え方）

今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。従って、電気の使用に伴う排出量の報告についても、可能な限り排出の実態に即した数値によるべきであると考えていますが、統計的な制約も踏まえ、電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数として、現行の施行令に倣い 2 区分の係数を定めつつ、これとは異なる個別の電

気事業者毎の係数も、報告に当たって用いることができることとしたものです。

環境省としては、排出の実態によりいっそう即した排出量の算定を可能とするために、排出係数の区分をさらに細分化することには意義があると考えております。

今後も関係省庁とも協力しながら、より精度の高い排出係数の設定に向けて、努力してまいります。

2. 他者への電気・熱の供給に伴う二酸化炭素の排出量についても報告させるべきである。

(環境省の考え方)

地球温暖化対策推進法においては、他人から供給された電気・熱の使用についても「温室効果ガスの排出」と定義しています。このような間接排出についても温室効果ガスの排出と捉えるのは、電気・熱が経済活動のあらゆる場面で使用されるものであり、多くの事業者にとって、温室効果ガスの排出量を削減する機会となっているためです。

国民、事業者全般の自主的な取組の促進・気運の醸成という本制度の趣旨を踏まえれば、エネルギー起源二酸化炭素の排出量の報告については、電気・熱の供給者のみが行うこととなる「配分前の排出量」によるのではなく、広く電気・熱の需要家が、間接排出の量を含めた自らの排出量である「配分後の排出量」を算定することを基本としたものです。

しかしながら、電気・熱の供給者がその供給に当たって二酸化炭素の排出抑制に努めるべきことは当然であることから、本制度においては、電気・熱の生成に当たって現に多くの二酸化炭素を排出し、排出削減の取組を行うことが強く期待される、主たる事業として電気・熱の供給を営む事業者に限っては、「配分前の排出量」も報告することとしています。

3. 事業者の取組による電気の使用に伴う排出量の削減効果を評価するため、削減量の算定の際に用いる係数を（①火力平均の値をもって、②全電源平均の値をもって、③何らかの方法で）定めるべきである。

(環境省の考え方)

今回導入する算定・報告・公表制度のねらいは、温室効果ガスの排出量の算定及び排出実態の顕在化を通じて、排出者の自主的な取組を促すことにあります。排出削減の実施及びそれにより削減された排出量の報告は義務付けておらず、排出削減量の算定方法についても、現在のところ、定める予定はありません。

意見募集結果一覧

I. 特定排出者関係	
	1. 特定荷主は算定・報告の対象から除外するべきである。
	2. 特定排出者の認定を行う者を明らかにするべきである。
	3. 従業員規模による裾切りはやめるべき。
	4. 排出量による裾切りは、自治体については裾切り水準を引き下げるべきである。
	5. 微少排出源については、裾切り水準を設けて算定・報告の対象から除外するべきである。
II. 温室効果ガス算定排出量の算定・報告	
(1) 算定期間	
	1. 代替フロン等3ガスの排出量の算定期間も年度にするべきである。
	2. 代替フロン等3ガスの排出量の算定期間を年度・暦年のいずれにするかは事業者の判断に委ねるべきである。
(2) 算定方法・排出係数(別表)	
	1. 各排出係数の算定根拠を開示するべきである。
	2. 各排出係数のデフォルト値を適宜見直すべきである。
	3. 電気の使用に関する排出係数について、一般電気事業者とその他の間で発電端か需要端かを統一するべきである。
	4. 電気の使用に関する排出係数について、一般電気事業者の係数が大きくなり、その他が小さくなっている理由を示すべきである。
	5. 電気の使用に関する排出係数は統一するべきである。
	6. 一般電気事業者とPPSの排出係数を統一するべきである。
	7. 電力自由化の競争環境が失われる懸念があるので、PPSの排出係数が高く設定されることは問題である。
	8. PPSの排出係数は実態を反映していない。
	9. 電気の使用に関する排出係数の区分は2つでよい。
	10. 電気の使用に関する排出係数は個々に設定されるべきである。
	11. 一般電気事業者の排出係数は火力発電所で発電された電力量を基に算出された値(火力平均の係数)を用いるべきである。
	12. 電気の使用に関する排出係数は頻繁に改めることのないようにするべきである。
	13. デフォルト以外の算定方法・排出係数の使用を認めるべきではない。
	14. デフォルト以外の排出係数・算定方法を用いる場合のルール化が必要である。
	15. 都市ガスの排出係数は見直しが必要である。

16. ガス事業者の排出係数は、事業者ごとではなく全国統一のものとするべきである。
17. 燃料の使用に伴う排出量の算定に用いる発熱量を省エネ法にあわせた上で、明示するべきである。
18. 発熱量の値は、真発熱量を基に算出するほうが妥当である。
19. 燃料の使用に関する二酸化炭素の排出係数の値は、二酸化炭素の分子量と炭素の原子量の比(44/12)を乗じたものとするべきである。
20. 炭酸カルシウム（石灰石）の生産の際合成・再固定される二酸化炭素については、算定・報告の対象から除外するべきである。
21. セメント製造に伴う二酸化炭素の排出係数は見直しが必要である。
22. コークス・微粉炭の還元剤利用により排出される二酸化炭素は、非エネルギー起源二酸化炭素と整理するべきである。
23. 廃棄物の燃焼に関して算定・報告の対象とすると、廃棄物の利用の抑制につながる。
24. メタン・一酸化二窒素の一部の排出活動は、算定・報告の対象から除外するべきである。
25. 廃棄物の分解量の算定方法を示してほしい。
26. セメント焼成炉で廃棄物等を焼却及び原燃料として利用する場合ダブルカウントになる。
27. 「工場排水の処理」に係る一酸化二窒素の排出量の算定・報告は、関係法令による規制対象事業所に限定するべきである。
28. 「工場排水の処理」に係るメタンの排出量の算定・報告は、関係法令による規制対象事業所に限定するべきである。
29. 微粉炭ボイラーでの石炭の燃焼に関する一酸化二窒素の排出係数は見直しが必要である。
30. ハイドロフルオロカーボンに該当するガスについて明確にするべきである。
31. 代替フロン等3ガス封入機器の維持管理は設置業者が行っており、当該機器の所在地の事業者を対象とするべきでない。
32. 排出量の算定のバウンダリーを明確化し、各ガイドラインとの整合性を確保するべきである。
33. 排出量の算定のバウンダリーを柔軟にするべきである。
34. 排出係数の単位が異なり分かりにくい。
35. 廃棄物原燃料利用の区分の名称は、「焼却」ではなく「燃焼」とするべきである。
36. ガスの体積の単位は標準状態に統一するべきである。
37. 算定の対象となる排出活動が不明であるので、明確にするべきである。

(3) エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告

1. 他者への電気・熱の供給に伴う排出量についても報告させるべきである。
2. コージェネレーションシステムを用いた際の電熱への二酸化炭素の配分方法について明示するべきである。

	3. エネルギー起源二酸化炭素の報告主体・算定方法を例示すべきである。
	4. 他者への電気・熱の供給に伴う排出については、他者の排出とするべきである。
(4) 非エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告	
	1. 廃棄物等の原燃料利用による排出は、算定・報告の対象から除外すべきである。
	2. 廃棄物等の原燃料利用については、温室効果ガスの排出抑制が目的であることを明示すべきである。
	3. 廃棄物等の原燃料利用に伴う温室効果ガスの排出量に関しては、他の排出量と分けて報告・集計・公表がされるよう、周知すべきである。
Ⅲ. 権利利益の保護に係る請求	
	1. 権利利益の保護の請求手法は、極力簡素化して欲しい。
	2. 権利利益の保護の請求に対する決定に当たっては、請求者の意見を十分に尊重すべきである。
Ⅳ. 関連情報の提供	
	1. 電気の使用に伴う排出量の増減に関する算定も、政令で定めるデフォルトの係数を用いて行うべきである。
	2. 電気の使用に伴う排出量の削減効果の評価のためには、火力平均の係数を定めるべきである。
	3. 電気の使用に伴う排出量の削減効果に関する情報には数値を含めるべきではない。記載をさせるなら、すべての電源で発電された電力量を基に算出された値（全電源平均の係数）を用いることとするべきである。
	4. 関連情報の提供内容は、事業者の判断に委ねるべきである。
	5. 電気の使用に伴う排出量の削減効果を評価できるような算定方法を示すべきである。
	6. 記載可能な取組、削減効果の算定方法を示すなど関連情報の提供様式を示すべきである。
	7. 排出量の削減に関する情報の欄は不要である。
	8. コージェネレーションシステムの導入・グリーン電力の購入を通じて得られたクレジットを、排出量の算定に当たって考慮するべきである。
	9. 排出量の算定の際に用いた算定方法について記載させるべきである。
	10. グリーン電力証書に関する記載もできるようにするべきである。
	11. 関連情報は、報告される排出量の数値と同様に重要なものであり、軽視するべきではない。
	12. 各企業から提供された関連情報についても、分かりやすく提供して欲しい。
Ⅴ. 事業所管大臣における情報の処理	
	なし
Ⅵ. 環境大臣・経済産業大臣における情報の処理	
	なし

VII. その他

1. 資源循環やVOC排出抑制に資する二酸化炭素の排出については、その取扱いに配慮すべきである。
2. 施行後の運用改善をお願いしたい。
3. 中小企業の負担に配慮すべきである。
4. 排出量算定の基となった燃料種別使用量のデータも公表すべきである。
5. 算定・報告・公表制度は、吸収源や京都メカニズムに関する事業によって得られたクレジットについても対象とするべきである。
6. 国民各界各層の取組（Park & Ride 等）がそれぞれどの程度排出削減に効果があるのか、これを機に示すべきである。
7. 本制度は事業者の自主的な取組を促す制度であるから、規制的用途に用いることは厳に慎むべきである。
8. 企業の削減努力・削減効果の公表後の積極的な活用の仕組み作りをお願いしたい。
9. 特定輸送事業者の報告量と特定荷主の報告量との間のダブルカウントが心配である。
10. 事業者等が行う温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動の促進が図られるよう、政省令の制定をお願いしたい。

意見 504件